

◎本人に係る費用徴収基準表

入所措置を受けた者の対象収入の額による階層区分		負担金額（月額）
1	270,000円以下	0円
2	270,001円以上280,000円以下	1,000
3	280,001円以上300,000円以下	1,800
4	300,001円以上320,000円以下	3,400
5	320,001円以上340,000円以下	4,700
6	340,001円以上360,000円以下	5,800
7	360,001円以上380,000円以下	7,500
8	380,001円以上400,000円以下	9,100
9	400,001円以上420,000円以下	10,800
10	420,001円以上440,000円以下	12,500
11	440,001円以上460,000円以下	14,100
12	460,001円以上480,000円以下	15,800
13	480,001円以上500,000円以下	17,500
14	500,001円以上520,000円以下	19,100
15	520,001円以上540,000円以下	20,800
16	540,001円以上560,000円以下	22,500
17	560,001円以上580,000円以下	24,100
18	580,001円以上600,000円以下	25,800
19	600,001円以上640,000円以下	27,500
20	640,001円以上680,000円以下	30,800
21	680,001円以上720,000円以下	34,100
22	720,001円以上760,000円以下	37,500
23	760,001円以上800,000円以下	39,800
24	800,001円以上840,000円以下	41,800
25	840,001円以上880,000円以下	43,800
26	880,001円以上920,000円以下	45,800
27	920,001円以上960,000円以下	47,800
28	960,001円以上1,000,000円以下	49,800
29	1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800
30	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400
31	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100
32	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800
33	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400
34	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100
35	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100
36	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100
37	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100
38	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100
39	1,500,001円以上 負担金額=1,500,000円超過額×0.9÷12月+81,100円（100円未満は切捨て）	

備考：当該費用徴収基準額の上限は、140,000円とする。

◎扶養義務者に係る費用徴収基準表

入所措置を受けた者の主たる扶養義務者の税額等による階層区分		負担金額（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者	無料	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者	無料	
C 1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円
C 2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税の者であって、その額が次の区分に該当するもの	30,000円以下	9,000
D 2		30,001円以上80,000円以下	13,500
D 3		80,001円以上140,000円以下	18,700
D 4		140,001円以上280,000円以下	29,000
D 5		280,001円以上500,000円以下	41,200
D 6		500,001円以上800,000円以下	54,200
D 7		800,001円以上1,160,000円以下	68,700
D 8		1,160,001円以上1,650,000円以下	85,000
D 9		1,650,001円以上2,260,000円以下	102,900
D 10		2,260,001円以上3,000,000円以下	122,500
D 11		3,000,001円以上3,960,000円以下	143,800
D 12		3,960,001円以上5,030,000円以下	166,600
D 13		5,030,001円以上6,270,000円以下	191,200
D 14		6,270,001円以上	その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額